

令和7年度 鳥取県有料老人ホーム立入検査結果

検査機関名：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

令和7年10月時点

法人名	事業所名	類型	実施日	実施方法	文書指摘日	指摘・指導事項
株式会社サンプレラ	有料老人ホームPRIDE	住宅型	令和7年8月28日	実地	令和7年9月16日	・施設において調理・食事の提供を行う場合は、高齢者に適した食事とし、入居者の心身の状況、嗜好に応じて適切な栄養量、内容とした献立表を作成するため、栄養士を配置すること（外部の栄養士との連携する場合はこの限りではない）。
						・研修計画は作成日、更新日を明記するとともに、全職員へ共有されているかの確認を行うこと。
						・研修計画に事故防止研修を位置付けること。
						・職員の疾患の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時も健康診断を行うこと。
						・個人情報管理体制や守秘義務について、法人内で注意喚起や研修等の必要な措置を講じ、再発防止に努めること。
						・洗濯、掃除等の家事の供与についても記録すること。洗濯は、洗濯物が入居者間で混ざらないように改善すること。掃除は、掃除の範囲やタイミング等について、入居者又はご家族の意向を事前に確認すること。
						・苦情に対し、組織として丁寧に検討・対応を行い、記録を残すこと。
						・弁護士契約による対応の場合であっても、状況等については把握・保管しておくこと。
						・入居者及びご家族と施設職員との情報交流ができていないことが苦情の大きな要因と考えられるため、今後は、積極的に運営懇談会を企画するように努めること。 ・その際には、入居者（要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるよう配慮すること。 ・施設運営の透明性を確保する観点から、施設関係者及び入居者以外の第三者の立場にある者（民生委員等）の参加を図ること。
						・デイサービスのR4年度運営指導の指摘にもあったとおり、各職員が従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。サービス種別ごとの勤務表を作成すること。
						・指針に基づき事故防止委員会を実施し、事案の分析や再発防止策等の検討記録を残し、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。